相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市東赤沢町字観音堂二九番地九七、最後の住所愛知県豊橋市東赤沢町字観音堂二九番地の九七

被相続人　亡　中島　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

愛知県豊橋市大国町三六番地

相続財産管理人　波田野浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県大府市梶田町六丁目一一七番地、最後の住所名古屋市西区上名古屋二丁目二二番一号ＨＥＲＢＥ浄心二〇八号

被相続人　亡　杉山　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

名古屋市中区丸の内二丁目一番三六号ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル六階住田正夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　和永

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区澄池町五〇三番地、最後の住所名古屋市中川区澄池町五番五号

被相続人　亡　下枝　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

名古屋市中村区名駅三丁目一三番二六号

交通ビル九階

相続財産管理人　弁護士　星野　真二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市太田上町六一一番地、最後の住所大阪市鶴見区徳庵一丁目一番六九号

被相続人　亡　中西　孝行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

大阪市北区西天満六丁目七番二号新日本梅新ビル八階

相続財産管理人　弁護士　吉村　卓輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県朝来市和田山町竹田七五番地、最後の住所大阪府寝屋川市木田町一三番一九号

被相続人　亡　藤尾　信也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

大阪府大阪市中央区北浜四―一―二一住友生命淀屋橋ビル六階

相続財産管理人　弁護士　井上　敏志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市和歌浦中二丁目六九八番地、最後の住所和歌山県和歌山市太田五八一番地一六スカイレジデンス一〇二号

被相続人　亡　前　俊樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

和歌山県和歌山市三番丁六一番地ローズ三番丁二階和田篤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　和田　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市東長江町七六七番地三、最後の住所島根県松江市東長江町七六七番地三

被相続人　亡　滑石　俊治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

島根県松江市大輪町四二〇―一九松原三朗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　有理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市温泉津町今浦八一二五四番地、最後の住所岡山県真庭市上水田二六一五番地四

被相続人　亡　笹木　茂樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

事務所岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階

相続財産管理人　弁護士　財津　唯行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区山本九丁目八六六番地、最後の住所広島市西区三滝町六番一八号

被相続人　亡　川中　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

事務所広島市中区八丁堀六番七号チュリス八丁堀五〇四号

相続財産管理人　弁護士　田中　一人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市安佐南区長束西四丁目四番、最後の住所広島市安佐南区長束西四丁目四番一号

被相続人　亡　早目　孝二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

事務所広島市中区上幟町一番一四号　ＳＴクレストビル二階

相続財産管理人　弁護士　鵜野　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市水越町六三二番地、最後の住所広島市安佐南区八木五丁目一五番一号

被相続人　亡　土居　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

事務所広島市中区上幟町三番二五号レオビル六階

相続財産管理人　弁護士　下川　絵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市野母崎樺島町二九四番地、最後の住所長崎県長崎市野母崎樺島町二九四番地二

被相続人　亡　松浦　一利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

長崎県大村市武部町七六三番地一エクセレントⅡＡ二〇一号

相続財産管理人　弁護士　渡邉　雅大

一般社団法人設立のお知らせ

平成二十八年七月一日東京法務局にて設立登記を完了し一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が発足しました。

平成二十八年八月十九日

東京都港区新橋二丁目二〇番一五号

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会

代表理事　会長　尾辻　秀久

眞野　章